

2023年度東京都予算編成に対する重点要望

2022年12月22日
日本共産党東京都議会議員団

【1】物価高騰から暮らしを守る対策

- 1、生活困窮者や低所得者をはじめとした支援が必要な人全てに、現金給付などの支援を行うこと。
- 2、個人・中小企業の上下水道の基本料金の減免を行うこと。現在、支払い猶予の対象としている上下水道料金は必要に応じて減免すること。
- 3、生活保護世帯、低所得世帯等に対し、エアコンの購入・設置費用と電気代への助成を行うこと。
- 4、生活保護制度を必要な人が利用できるよう、各区市と連携を図り、生活保護の利用が権利であることの広報や周知を強め、捕捉率の向上に努めること。
- 5、来年度の国保料（税）について、法定外繰り入れを行わない場合の仮係数に基づく一人当たり金額の試算が今年度に比べ約1万5千円という大幅な増加になったことを踏まえ、一般財源を投入することを含めて、国保料（税）の負担軽減のためのあらゆる手立てを講じること。
- 6、子どもの均等割の軽減について、18歳まで全額免除となるよう国に求めるとともに、国が拡充するまでの間、都独自で軽減措置を実施すること。
- 7、無料低額診療事業を行う施設を大幅に増やすこと。特に都立病院で実施すること。

【2】「居住の権利」保障の推進、住宅施策の拡充

- 8、住まいを失った方や失う可能性のある方に対して、支援団体や各区市と連

携し、安定した居宅や個室の確保を行なうこと。

9、住居確保給付金は、支給期間の制限をなくす、支給上限を引き上げるなど拡充することを国に求めるとともに、都として上乘せすること。

10、都営住宅の新規建設を再開するとともに、建て替え時に戸数を増やすこと。型別供給見直しをすること。大学連携など若者向け、障害者、単身者向けなど募集戸数を思い切って増やすこと。UR住宅や公社一般賃貸住宅をはじめ、借り上げ都営住宅制度を実施すること。

11、都として、若者や子育て世帯、高齢者等の低所得の賃借人に対して直接助成して、家賃負担を軽減する家賃補助制度を創設すること。低家賃の公的な「若者向け住宅」を整備、提供すること。

【3】中小企業・小規模事業者など都内産業と雇用への支援の拡充

12、消費税5%への緊急減税、フリーランスや個人事業主、ひとり親方の廃業に直結するインボイス（適格請求書）制度中止を国に求めること。

13、物価高騰、新型コロナの影響を受ける全ての事業者を対象とした燃料費への支援、固定費（家賃、リース代等）補助、売上・所得減少に対する支援などの都独自制度を作り継続的に支援すること。

14、賃金引き上げを国に求めるとともに、賃金引き上げのための中小企業支援を抜本的に強化すること。

15、解雇・雇止めを行わないよう、都内の企業に働きかけること。都として非正規・女性・障害者等への雇用の継続に対する支援、就業支援を強めること。

16、都の労働相談体制を強化し、女性労働者をはじめとする非正規労働者の生活実態調査を行うこと。

17、観光事業の支援は利用者だけでなく、中小の旅行業者や宿泊事業者などへのキャンセル料補助など直接的な支援も行うこと。

- 1 8、市場の使用料の値上げはせず、減免制度をつくること。
- 1 9、公契約条例を制定すること。公共設計労務単価が、現場労働者の賃金と乖離している実態を改善するよう元請、業界に要請するとともに、都として実態を把握すること。前払金やスライド制度の改善を行うこと。
- 2 0、国の「パートナーシップ構築宣言」制度に参加する企業を増やす取り組みを通じて、取引の適正化や価格転嫁に向けた環境整備を行うこと。
- 2 1、中小企業向け融資について、無利子、保証料全額都負担の範囲を拡大し負担軽減を図ること。
- 2 2、物価高騰及びコロナ対策に対する緊急融資、緊急借換制度の拡充と、それとは別に別枠融資を創設すること。保証協会付き融資であっても、再建計画に基づき都が債権放棄できることを周知徹底し相談体制も拡充すること。
- 2 3、区市町村の生産緑地の買い取りに対する助成を抜本的に引き上げること。
- 2 4、農業振興のため、学校給食に都内産農産物を活用する財政的な支援を行うこと。

【4】新型コロナウイルス感染拡大を防止し、保健医療体制を守る

- 2 5、無症状の陽性者を早期発見するために、PCR検査を受ける重要性を広く都民に発信し、感染拡大させない取り組みを強化すること。医療機関、高齢・障害者施設、通所・訪問系事業所や学校、保育園、幼稚園等で実施する集中的検査はPCR検査でできるようにするとともに、リスクの高い施設では週に複数回PCR検査を受けられるようにすること。希望する事業所等でのスクリーニング検査への支援を行うこと。一人でも陽性者が出た際に、濃厚接触者に限らず広くPCR検査を行うこと。
- 2 6、新型コロナウイルスワクチンの有料化は行わないよう国に求めること。国産ワクチンの開発・研究への支援を強化すること。
- 2 7、都保健所の増設について検討し、職員増員も含めて速やかに具体化する

こと。

28、新型コロナの診療と通常医療を両立するために、コロナ患者の受け入れにかかわらず、安定して医療が提供できるようにするための新たな財政支援を、診療所も含め医療機関に対して行うこと。

29、全ての医療従事者に対して特別手当を支給すること。あるいは東京都が補助を行っている医療従事者に対する特殊勤務手当の対象者を外来等も含めて大幅に拡充すること。

30、コロナ病床の確保とともに、その病床の稼働に必要な医師・看護師の稼働計画（他の病棟・病床を閉鎖して集中することも含む）を十分に把握し、必要な医師・看護師体制の確保対策を進めること。

31、障害者、透析患者、妊婦などが新型コロナウイルスに感染した場合に、必要な配慮を受けながら入院や宿泊療養をできるよう万全の体制を整えること。また、ケアする方が感染した場合には、都内で全ての地域で本人の受け入れ先の確保ができるよう、都として責任をもって取り組むこと。

32、救急体制の拡充のために、救急車を大幅に増強し、救急隊員を増員すること。

33、医師の養成・確保対策を拡充し、多摩・島しょ地域をはじめ、医師不足地域への支援を強化すること。看護師の大幅増員の目標を立て、養成・定着・再就業対策を拡充強化すること。

【5】都立病院の強化・拡充

34、新型コロナ感染症対応をはじめ行政的医療を拡充するために、医師・看護師など常勤職員を抜本的に増やすこと。そのための計画を策定し、予算を確保すること。

35、独立行政法人化された都立・公社病院は東京都直営にすること。

【6】ケア労働者の処遇改善

36、保育・学童保育・児童養護施設など児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉などに従事する福祉労働者については、専門職にふさわしく、処遇改善・賃金を引き上げるために、都として財政支援を行うこと。

【7】高齢者の福祉・医療の拡充

37、介護保険の保険料、利用料軽減を実施する区市町村への財政支援を行うとともに、都として介護保険料、利用料の減免制度をつくること。

38、後期高齢者医療保険料の値上げを抑え、負担を軽減するため、財政安定化基金の活用や都独自の支援を実施すること。65歳以上の医療費助成を実施すること。

39、高齢者をはじめとした難聴者で補装具費支給制度の対象とならない方への補聴器購入助成を個別の補助として実施、または包括補助のメニューにして拡充し、都内全区市町村が実施できるようにすること。

40、シルバーパスは、現在の2万510円パスの対象者に対し、所得に応じた中間の費用負担を新設すること。多摩都市モノレール、ゆりかもめ、都県境のバス路線等にもシルバーパスを適用すること。

41、特別養護老人ホームや地域密着型サービスなどの整備費、運営費への補助を拡充し、大幅に増設すること。都として、集団感染の発生した施設への減収補填をすること。

42、認知症高齢者グループホームの整備費補助を拡充すること。また家賃補助を実施すること。

43、認知症高齢者グループホーム等の入所施設で、複数での夜勤体制がとれるよう、都として人員増の支援をすること。

44、認知症疾患医療センターを増設し、アウトリーチチームや相談員の配置

等への支援を拡充すること。

【8】障害者・難病患者等への支援の拡充

45、報酬改定の影響で、大幅な減収になった放課後等デイサービスは、存続の危機に見舞われている。深刻な状況を現場が訴える中、都は、都型放課後等デイサービス事業を開始したが、子どもの豊かな放課後を保障するためには、質を維持・向上できる抜本的な支援の拡充が必要である。また、補助要件は支援の質の向上の観点からの確でないものが少なくないため、事業の内容について、実態に合った改善をはかること。

46、心身障害者（児）医療費助成は、より軽度の障害者や難病患者も対象とするとともに、65歳以上の新規申請を再開すること。福祉保健基礎調査「障害者の生活実態調査」の実施に際して、あるいは独立した調査を行い、様々な障害の種別や重さの障害者の医療費負担の実態について、詳細に把握をすること。

47、障害者福祉手当の対象に精神障害者、難病患者を加えること。高齢者の新規申請を再開すること。障害者福祉手当、重度障害者手当を増額すること。

48、グループホーム、通所施設や短期入所、入所施設等での人材確保、定着促進、配置の充実や、重度障害者を受け入れる施設での職員加配を進めるため、支援を拡充すること。

49、乳幼児期から手話を身に付ける機会を保障するための事業を実施すること。

50、盲ろう者への通訳・介助者派遣の契約時間を大幅に増やし、必要なだけ利用できるようにするとともに、事務費を増額し、団体の自己負担をなくすこと。通信費の保障、謝金単価の引き上げ、新型コロナウイルス感染予防のための費用の確保など、事業費単価を引き上げること。

【9】子どもの豊かな育ちの保障、若者・学生への支援

51、「子どもの権利条約」と「東京都こども基本条例」を生かし、子どもの意

- 見を聴き都政に反映させること。子ども議会、若者議会を実施するとともに、審議会等に若者委員を登用するなど、子ども、若者の都政への参画を促進すること。
- 52、東京都こども基本条例の見直しに当たっては、全庁をあげて子どもの声をしっかり聴き、条例や施策に反映させること。
- 53、子どもの医療費助成を18歳まで拡大するにあたっては、乳幼児医療費助成、義務教育就学時医療費助成を含め、所得制限と外来1回200円の自己負担をなくすこと。
- 54、74年間ほとんど改善されていない認可保育園の低すぎる保育士配置基準を抜本的に改善することを国に求めるとともに、東京都の職員配置基準を改善すること。
- 55、待機児童解消のため、認可保育園を中心に増設し、保育を必要とする全ての子どもたちが保育園に入園できるようにすること。また、運営費は在籍児童数ではなく児童定員数に応じた額を保障すること。公立保育園の新設や建て替え、増改築を行う区市町村に対し、都独自に整備費補助を実施するとともに、公立保育園への運営費補助を実施すること。
- 56、ひとり親家庭を支援するため、児童育成手当を増額すること。
- 57、子どもの貧困をなくすための総合対策と数値目標をはっきり掲げた「子どもの貧困対策推進計画」を策定すること。
- 58、児童相談所の児童福祉司と児童心理司の大幅増員と育成を計画的に進めること。
- 59、児童相談所を増設すること。特に、多摩地域において地理的条件や交通事情を考慮し、倍加するなど、抜本的に増やすこと。また、一時保護所を増設するとともに、職員を抜本的に増員し、子どもの人権を尊重した運営を行うこと。
- 60、社会的養護を必要とする児童・若者の社会的自立が困難な状況を踏まえ、措置延長および社会的養護自立支援事業の活用を標準的に行えるよう環境整備を行うこと。

- 6 1、出産育児一時金を都独自に増額するとともに、妊婦検診の自己負担無料化を実現するなど、妊娠・出産にかかる費用の無料化を進めること。
- 6 2、若者・学生・大学を専管する組織を設置し、総合的な施策の拡充・強化を進めること。
- 6 3、東京都立大学入学金を廃止し、授業料の値下げに踏み出すこと。授業料減免制度の対象を拡大すること。
- 6 4、物価高騰とコロナの長期化の影響で生活の厳しい都内学生に対して、都として支援するため、給付金や食料支援を行うこと。また、都立大学に経済的な相談に乗れるキャンパスソーシャルワーカーを配置すること。

【10】教育条件等の整備・拡充

- 6 5、英語スピーキングテスト・E S A T-Jについては、民間試験を入試に導入することによって、入試に不可欠な公平・公正性を失うなど制度上の瑕疵が明らかになっているため、入試への活用はやめること。アチーブメントテストとしても問題があるため、来年度以降のテストは中止すること。
- 6 6、小中学校の給食費補助を創設し無償化を目指すこと。物価高騰分への対応と、食育推進のため区市町村への支援を行うこと。
- 6 7、35人学級を都として前倒しで実施し、中学3年生まで広げること。さらに20人程度学級を計画的に実施すること。少人数指導は、習熟度別指導を条件とせず、1学級2展開を認めること。
- 6 8、教員不足を改善するため、教員の持ち授業時間数を減らし、定数及び配置基準を改善し、教員を大幅に増やすこと。産休育休代替教員は年度当初から正規教員で配置すること。また教員になった人には奨学金の返済補助制度を作り、教員を目指す若者を増やすこと。
- 6 9、特別支援教室は、指導期間を「原則1年、最大2年」と示したガイドラインを訂正し、必要な場合は途切れなく2年以上いられることを区市町村・学校に徹底すること。大幅に増加している発達障害児の指導を充実させるため、12対1の配置基準は10対1に戻し、年度途中の子どもの増加分も教員を配

置すること。

- 70、不登校・いじめ対策を強化するため、不登校加配教員の充実、養護教諭の複数配置、スクールカウンセラーやユースソーシャルワーカーの常勤化、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充を進めること。子どもを追いつめるような学校の在り方を改善し、行きたくなる学校づくりに力を注ぐこと。
- 71、学校体育館へのエアコン設置への補助は、補助率を3分の2に戻し、継続的に実施すること。特別教室への補助も、来年度以降も実施を継続すること。
- 72、国が示した特別支援学校の「設置基準」を満たしていない既存校は早急に解消を目指すこととし、設置計画を公表すること。重複障害の子どもが全員在籍できるように重度・重複学級を大幅に増設すること。
- 73、私立高校生への都独自の学費負担軽減制度は、低所得世帯には授業料に加え施設費なども対象とすること。入学金の補助制度を創設すること。公私間格差是正のため私立学校経常費補助を拡充すること。
- 74、日本語の指導が必要な児童生徒の教育を総合的に推進する専門部署を教育庁に設置すること。小中学校の日本語学級の学級定員を改善し、全ての自治体に設置すること。また、日本語の能力に応じた特別の教育課程を必要な学校において実施すること。
- 75、小山台高校、立川高校の夜間定時制の今日的意義を重視し、存続させること。

【11】芸術文化・スポーツへの支援

- 76、芸術文化については、新たなイベントの支援にとどまらず、「場」や「担い手」に対する支援を強化すること。また、施設や事務所への支援や次世代育成のために、若手アーティストの制作を支援し、ハラスメント対策や持続的な活動を支援するためのサポートセンターを設置すること。
- 77、子どもたちが芸術文化を体験できるよう、公演鑑賞の機会を増やすこと。
- 78、都立スポーツ施設については、団体利用の際、コロナ対策で人数制限をし

た場合や自主的に人数を減らした場合、利用料の減免を行うこと。スポーツ振興に寄与する全てのスポーツ団体、インストラクターに財政的支援を行うこと。

【12】ジェンダー平等・人権擁護の推進

79、「女性支援新法」に基づく基本計画策定に当たり、支援団体、有識者、自治体関係者が参加する検討会を設置し、実効性ある基本計画にすること。

80、痴漢・盗撮ゼロに向けて、実態調査を行い、対策を強化すること。都営交通をはじめとする電車・駅での痴漢・盗撮対策強化、女性専用車両の増設などに取り組むこと。

81、リプロダクティブヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を重視し、子どもたちが年齢・発達に即した科学的な「包括的性教育」を受けられるようにすること。公立私立学校や公共施設、駅などのトイレへの生理用品の配備を進めること。

82、ハラスメントや差別、暴力に対し、第三者が見て見ぬふりをせず、被害を軽減し未然に防ぐため、状況に応じて行動するアクティブ・バイスタンダー（行動する傍観者）を増やすための取り組みを行うこと。

83、都立病院などと連携し、病院拠点型のセンターなどをはじめ、性犯罪、性暴力被害者ワンストップ支援センターを増設すること。そのための検討会を設置すること。また、現センターの移転に当たっては、利用者の利便性に配慮すること。

84、パートナーシップ制度を知事が自ら関係機関に出向いて、理解を広げるために行動すること。セクシュアルマイノリティのための居場所、相談を充実し、増やすこと。

85、関東大震災時に起きた朝鮮人虐殺を二度と繰り返さない立場を明確にし、朝鮮人犠牲者追悼式典へ知事の追悼文送付を再開すること。

【13】気候危機打開、省エネ・再エネの推進

- 86、2030カーボンハーフ目標を必ず達成するために、原発、化石燃料への依存からきっぱりと脱却し、再生可能エネルギーを主要エネルギー源とする取り組みを飛躍させること。火力発電を延命させる水素活用は行わないこと。気候市民会議を開催すること。
- 87、太陽光パネル設置義務化に向け、疑問に丁寧に答える情報、開かれた議論の場、都民と中小事業者向けに充実した支援制度を提供すること。
- 88、国産パネル、特に薄くて軽量の太陽光パネルの開発・普及に向けて、さらに後押しすること。
- 89、「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」など、住宅の省エネ・再エネ導入を促進する事業を抜本的に拡充すること。
- 90、電力供給事業者に対し、カーボンハーフ目標にふさわしい再エネ割合目標と計画を提案し、東京電力など大手電力会社には高い目標を義務付けること。「小売電力事業者による再エネ電力調達・供給支援」事業の予算を倍増すること。
- 91、区市町村が温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の削減などの目標と計画を立てることに、都として支援すること。
- 92、学校や公共施設の省エネ・断熱化、太陽光パネル等の設置や省エネ機器の導入等、区市町村が行う事業に対する補助を抜本的に拡充すること。
- 93、都心や臨海部において、新築高層ビルは従前建物のCO₂排出量を超えないこと、臨海部では風の道確保のため建物を50m以下に抑えること、樹林の緑や湧水池の水面を保全・拡大するなど、高層ビル開発によるヒートアイランド現象を抑制しクールスポットの確保に全力で取り組むこと。
- 94、生物多様性の保全のために、2050年までに保全地域を100ヘクタール拡大指定する目標を早期実現すること。特に市街地に近接した多様な生物が生息する自然環境を有するエリアを積極的に指定すること。

【14】防災対策の抜本的強化

- 95、新しい震災被害想定に基づき、減災に資する施策の抜本的強化・拡充を図ること。
- 96、木造住宅耐震化助成額を大幅に引き上げ、2000年より前に建てられた新耐震基準の住宅、「8100住宅」の耐震診断・補強の予算を抜本的に増額し、自治体の制度創設を支援すること。
- 97、個別避難計画作成促進のため、区市町村に対し技術的・財政的支援を拡充すること。
- 98、避難者の尊厳を守る立場から1人当たりの面積、トイレの数などを定めた、避難所の国際基準（スフィア基準）に基づいて避難所設置運営指針を改善し、避難所の増設・改善に取り組むこと。高齢者や乳幼児、障害者、女性、セクシュアルマイノリティなどに配慮した対策をきめ細やかに行うこと。区市町村への支援を強化すること。
- 99、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を編成すること。
- 100、東部低地帯における風水害対策について、垂直避難に都有施設や民間施設の活用を進めること。高規格堤防と一体の「高台まちづくり」の計画は見直すこと。都として「粘り強い堤防」の研究を進めること。「下水道浸水対策計画2022」で選定された重点地区の対策を強化すること。
- 101、浸水対策としての75mm対応施設整備は、総合治水対策を重視し、ヒートアイランド対策としても有効な保水性舗装、透水性舗装などの雨水浸透策の比重を抜本的に引き上げること。
- 102、盛土規制法に基づき、基礎調査、規制区域の設定、許可基準の設定を急ぐこと。盛土規制法では規定されていない、建設発生土の適正な管理、発生者責任を定めた条例を制定すること。建設発生土・廃棄物の発生源となる不要不急の大型開発を見直すこと。

【15】地域交通の整備、交通バリアフリーの推進

- 103、東京の総合的な交通政策を作り、コミュニティバスを位置付け、財政支援やシルバーパスを利用できるようにするなど、都の支援を拡充すること。デマンド交通への補助を拡充すること。「交通空白地域」の対象要件を緩和し、23区も財政支援を受けられるようにすること。
- 104、都内全ての駅への可動式ホーム柵・ホームドアの設置を進めること。鉄道駅や車両内の、移動や情報提供などのバリアフリー化を支援し、必要な全ての場所へのエレベーター、エスカレーター設置をさらに推進すること。要望のある所は複数ルートの設置を急ぐこと。

【16】多摩・島しょ地域振興、多摩格差の解消

- 105、市町村総合交付金を大幅に増額し、配分に当たっては市町村の自主性、特性を尊重すること。多摩振興・多摩格差解消を都政の柱にすえ、新たな財政的枠組みを創設するなど、財政支援を強化すること。
- 106、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎への延伸を早期に実現すること。学生割引率を拡大し、学生の負担を軽減すること。
- 107、多摩地域の小児医療、周産期医療を拡充し、不足が著しい多摩地域のNICU増設を促進すること。改築する多摩北部医療センターに、産科、NICU、小児外科など必要な診療科を設置すること。
- 108、東京都離島振興計画の次期計画は、当初住民の声をしっかりと反映し、各町村の実情に即した支援の拡充と、本土との医療や介護の格差是正、産業の振興など住み続けられる島しょ地域となるよう策定すること。島外の通院や、その付き添いなどにかかる交通費・宿泊費の支援を行うこと。

【17】不要不急の事業・大型開発の見直し、五輪の徹底検証

- 109、外かく環状道路計画は中止し、陥没・空洞事故の被害者に対して徹底し

た補償を行うこと。住民合意なく地盤補修工事を開始しないこと。

1 1 0、住民合意のない特定整備路線、都市計画道路は中止すること。

1 1 1、耐え難い騒音、落下物事故、墜落事故などの危険が避けられない羽田新飛行ルートの中止を国に求めること。新飛行ルートによる騒音、落下物について、地元区・住民と連携して詳細に調査すること。

1 1 2、臨海地域全体の巨大開発計画となる東京ベイまちづくり戦略をやめること。築地まちづくりにおける大手開発事業者主導の計画を撤回し、改めて住民、築地市場や場外関係者、専門家から広く意見を聞き、都心の貴重な大規模所有地にふさわしく、都の責任で方針を作成すること。

1 1 3、神宮外苑再開発計画を中止し、抜本的に見直すこと。銀杏並木の名勝指定に向けて積極的に取り組むこと。

1 1 4、2020東京大会・テスト大会の計画立案業務での談合疑惑について都は調査チームを設置したが、組織委員会の元理事による汚職事件も含め、第三者機関による徹底調査・検証を行うこと。

1 1 5、都が打ち出した「GovTech（ガブテック）東京」構想は、高度なデジタル人材を集めるため、都が出資して新団体を設立し、都の職員よりも高い給与設定にし、区市町村との共同調達も推進するというものであり、自治体としてやるべきことではない。新団体の設立は撤回すること。

1 1 6、新空港線の建設は中止すること。

1 1 7、IR・カジノの検討は中止すること。

【18】平和の推進・オスプレイ撤去

1 1 8、21年1月に発効した核兵器禁止条約は、その後も署名国・批准国が増え、91か国が署名、批准は68か国・地域にのぼる。日本は唯一の戦争被爆国として署名・批准するよう国に求めること。また、都として「非核平和都市

宣言」を行い世界に平和を発信すること。

- 1 1 9、戦災犠牲者はじめ遺族、関係者の悲願である、77年前の戦争の惨禍を後世に伝える「東京都平和祈念館（仮称）」建設に踏み出すこと。戦災資料のデジタル化や証言ビデオの公開については、来年度の早い時期に公開できるよう準備を進めること。
- 1 2 0、欠陥を隠して配備され、騒音など重大な被害を周辺住民に与えているCV22オスプレイの撤去と特殊作戦部隊の撤退を国と米軍に強く求めること。
- 1 2 1、米軍ヘリの都心低空飛行について米軍に強く抗議し、中止を求めること。
- 1 2 2、横田基地、赤坂プレスセンター、多摩サービス補助施設など都内7カ所の米軍基地の整理・縮小・返還を国と米軍に強く求めること。
- 1 2 3、都の防災訓練に、自衛隊のオスプレイや米軍を参加させないこと。

【19】統一協会の被害者救済

- 1 2 4、統一協会の被害者が相談できる窓口を設置すること。臨床心理士、児童相談所の職員、スクールカウンセラーなどが被害者の相談に対応するための研修の機会を設けること。
- 1 2 5、統一協会の被害者の相談活動を行う団体に運営費などを支援すること。

以上